

令和6年度  
学生募集要項  
(養成部門)



島根県立農林大学校

農業科

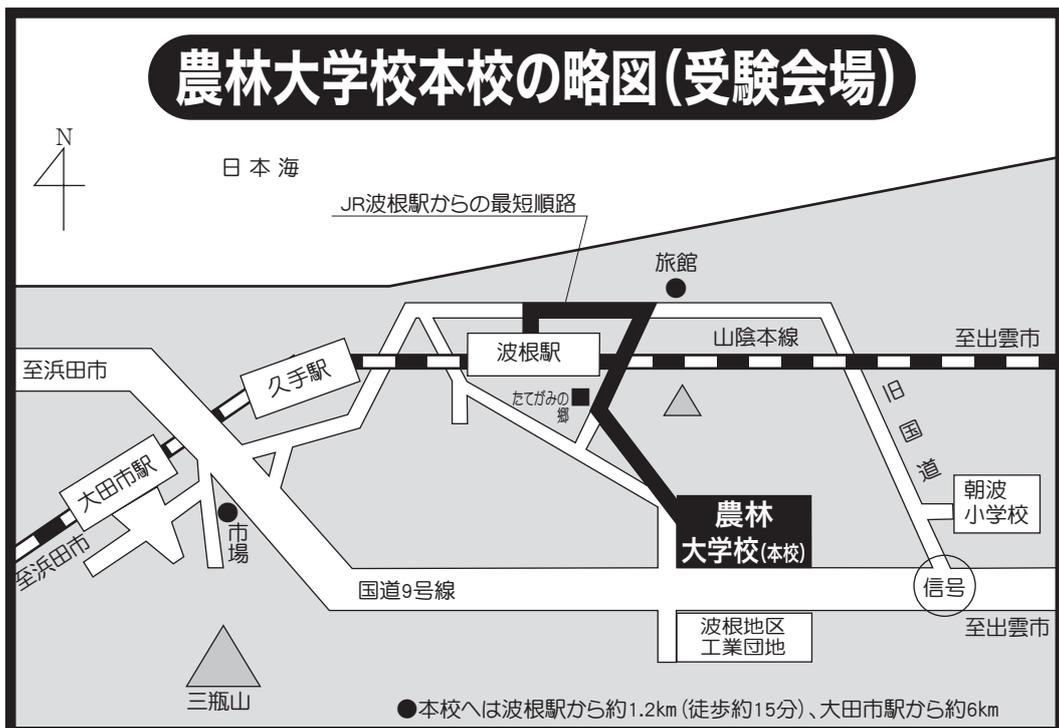
〒699-2211 島根県大田市波根町970-1  
TEL 0854-85-7012 FAX 0854-85-7113

林業科

〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島1207  
(島根県中山間地域研究センター内)  
TEL 0854-76-2100 FAX 0854-76-2103

<https://www.pref.shimane.lg.jp/norindaigakko/>

# 農林大学校本校の略図(受験会場)



# 令和6年度学生募集要項

## ◆募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

## ◆募集定員及び修業年限

科名	専攻	修業年限	修業場所	募集定員	備考
農業科	有機農業	2年 <sup>※1</sup>	大田市波根町	45人	農業科各専攻の募集定員は10名程度とする。
	野菜				
	果樹				
	肉用牛				
	短期養成コース	1年			
林業科	————	2年 <sup>※2</sup>	飯南町上来島	20人	

※1 農業科は2年次に自営就農者を育てることに重点をおいた就農準備コースの選択が可能

※2 林業科は2年次に、森林の実践的な管理方法や高性能林業機械を使用した木材の伐採・搬出に重点をおいた「森林技術コース」と林業事業体の経営管理について理解を深める「経営管理コース」のどちらかを選択

## ◆入学試験の種類

### 【農業科】

1. 出身学校長推薦入学試験
2. 地域推薦入学試験
3. 一般入学試験

### 【林業科】

1. 出身指定学校長推薦入学試験
2. 出身学校長推薦A入学試験
3. 出身学校長推薦B入学試験
4. 地域推薦入学試験
5. 一般入学試験

## ◆教育の特色

### 《農業科（短期養成コースを除く）・林業科》

1. 学科と体験学習を主体とした実践教育を行うとともに、学生自治会活動、農大祭等の学校行事を通して、協調性と連帯感、自主独立と責任感を養う。
2. 日課は、原則として午前は講義・演習・実験、午後は実習とし、高度な農林業技術及び専門知識を習得する。
3. 先進農林業者等体験学習等を通して、実践的な農林業経営能力を養う。

### 《農業科（短期養成コース）》

卒業後に県内での就農見込みの方を対象とし、学生自ら基礎講義や就農予定地での研修、農業実習を自由に選択できるカスタム型の1年コース。1年後の就農ビジョンに向けて短期間で必要かつ高度な農業技術及び専門知識を習得する。

※本校は、学校教育法に基づく専修学校ではなく、県条例（島根県立農林大学校条例）に基づく農林業者研

修施設である。(農業については農業改良助長法に基づく農業者研修施設)

## ◆資格・免許

### ●農業科

在学中に次の免許または資格等を取得できるよう支援する。

- ◇大型特殊自動車免許 ◇フォークリフト運転技能講習 ◇ボイラー取扱技能講習
- ◇車両系建設機械(整地・運搬・積込及び掘削用)運転技能講習 ◇刈払機取扱作業安全衛生教育
- ◇毒物劇物取扱者(一般、農業用品目) ◇危険物取扱者(乙種4類) ◇けん引免許(農耕車限定)
- ◇ガス溶接技能講習 ◇アーク等業務特別教育 ◇小型移動式クレーン運転技能講習
- ◇日本農業技術検定 ◇狩猟(わな猟)免許

### ○肉用牛専攻

- ◇家畜人工授精師 ◇家畜商 ◇削蹄師

### ●林業科

在学中に次の免許または資格等を取得できるよう支援する。

- ◇小型車両系建設機械運転特別教育 ◇車両系建設機械(整地・運搬・積込及び掘削用)運転技能講習
- ◇不整地運搬車運転技能講習 ◇林業架線作業主任者免許講習(修了後実務経験2年以上で免許申請が可能)
- ◇伐木等業務特別教育 ◇伐木等機械の運転業務に係る特別教育 ◇走行集材機械の運転業務に係る特別教育
- ◇簡易架線集材装置等の運転又は架線集材機械の運転業務に係る特別教育
- ◇機械集材装置運転業務特別教育 ◇玉掛け技能講習
- ◇小型移動式クレーン運転技能講習 ◇フォークリフト運転技能講習
- ◇刈払機取扱作業安全衛生教育 ◇林業種苗生産事業者講習
- ◇森林情報士(2級) <卒業後申請可能> ◇狩猟(わな猟)免許 ◇普通救命講習

## ◆経 費

1. 入学検定料 2,200円
2. 入 学 料 5,650円
3. 授 業 料 年額118,800円(月額9,900円)(但し改定により額が変わることがある)
4. 教 材 費 農業科 年額5万~15万円程度(内訳:教科書、実習服、実技研修費等)  
林業科 1年次35万円、2年次10万円程度(内訳:教科書、実習服、資格取得費等)
5. 寄 宿 舎 希望入寮制  
農 業 科 清友寮(男子寮) 寄宿舎使用料 年額84,000円(月額7,000円)(※1)  
光 熱 水 費 年額120,000円程度(※1)  
友波寮(女子寮) 寄宿舎使用料 年額132,000円(月額11,000円)(※1)  
光 熱 水 費 年額120,000円程度(※1)  
林 業 科 飯南寮 寄宿舎使用料 年額108,000円(月額9,000円)(※1)  
光 熱 水 費 年額120,000円程度(※1)  
来島寮 寄宿舎使用料 年額108,000円(月額9,000円)(※1)  
光 熱 水 費 年額120,000円程度(※1)  
下赤名県職員宿舎 寄宿舎使用料 年額131,820円(月額10,985円)(※1)  
光 熱 水 費 年額120,000円程度(※1)  
このほかにいずれの寮も備品積立金として、年額6,000円徴収する。
6. 食 費 農業科 月から金まで…学生食堂 現行は朝280円、昼430円、夕430円(※1)  
林業科 自炊が基本。月から金まで…昼食 配達弁当あり 1食550円(※1)

(※1) 物価の変動等によって、額が変わることがある。

## ◆その他

### 1. 島根県立農林大学校奨学金

島根県では、将来県内において農業に従事し、または県内の農村地域において指導的役割を担おうとする学生で、人物並びに学業成績が優秀であり、かつ、健康であって学資の支弁が困難なものに対

し、奨学金を貸与する。（卒業後、3年間県内で就農した場合償還免除の規程あり）  
貸与月額は20,000円とする。

2. 授業料等減免制度

学業が優秀な者であって、かつ、経済的理由によって納付が困難なものについては、授業料・寄宿舎  
使用料を減免する場合がある。

◆出願書類送付先

〒699-2211 大田市波根町970-1

島根県立農林大学校 農業教育部 入試担当 （電話 0854-85-7012）

◆試験結果の情報開示請求

島根県個人情報保護条例に基づき、受験者は次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。（電話は不可）

口頭による開示請求ができる個人情報	筆記試験の科目別得点及び面接試験の得点
口頭による開示請求ができる者	受験者本人のみ（法定代理人は不可）
口頭による開示請求ができる期間	原則として当該試験の合格発表日から1カ月間（但し土曜日、日曜日及び祝日・年末年始の休日は除く）
開示を行う時間	原則として9時～17時
開示請求ができる場所	島根県立農林大学校（大田市波根町970-1）
開示の方法	開示請求にあたって受験票の提示を求め、本人であることを確認した上で直ちに開示する



<農業科>



## ◆出身学校長推薦入学試験の手続き等

出願資格	<p>推薦要件は、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 出身学校長が推薦する者</p> <p>(2) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和6年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、農業を担う人材となる者及び島根県の農業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれる者</p>
出願期間	令和5年9月27日(木)～10月11日(木)17時(必着)
入学試験	<p>(1) 日時 令和5年11月1日(木) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所 島根県立農林大学校 本校(大田市波根町970-1)</p> <p>(3) 内容 農業科(短期養成コースを除く) 筆記試験(志望理由書①※、小論文)及び面接試験 ※志望理由書①は出願時に提出</p> <p>(4) 選考 書類(出身学校長が作成した推薦書及び調査書)、筆記試験及び面接試験の内容を総合的に判定して行う</p>
合格発表	<p>令和5年11月22日(木) 10時</p> <p>島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。なお、電話等による照会には応じない。</p>
提出書類	<p>入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。</p> <p>なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <p>(1) 入学願書(※)</p> <p>(2) 志望理由書①(※)</p> <p>(3) 出身学校長(出願資格(2)の要件に該当する学校長)が作成した調査書</p> <p>(4) 出身学校長(出願資格(2)の要件に該当する学校長)が作成した推薦書(※)</p> <p>(5) 返信用封筒(長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付)</p> <p>(6) 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)</p> <p>※ (1), (2), (4)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。</p> <p>(6)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、600円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>
追試験	<p>(1) 日時 令和5年11月15日(木) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所及び内容 上記本試験に同じ</p> <p>※追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。 島根県立農林大学校のホームページ <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/">https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/</a></p>
その他	<p>(1)出願時に入学願書に第1志望専攻、第2志望専攻(※)、第3志望専攻(※)を記入して提出する。 ※第1志望での合格者が専攻の募集定員を超える場合は、第2志望、第3志望で合格にすることがある。第2志望、第3志望が空欄の場合は、記入のある専攻のみ入学を希望したと判断するため、第2志望、第3志望での入学について希望する場合は、必ず記入して提出する。</p> <p>(2)出身学校長推薦入学試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、入学願書、志望理由書、返信用封筒及び入学検定料を一般入学試験の出願期間内に提出すること。この場合、志望する科又は専攻若しくはコースを変更しても差し支えない。</p>

◆地域推薦入学試験の手続き等

<p>出願資格</p>	<p>推薦要件は、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。</p> <p>(1)島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者</p> <p>〔松江地域農業再生協議会、安来地域担い手育成総合支援協議会、雲南市農業再生協議会、奥出雲町地域農業再生協議会、飯南町地域農業再生協議会、出雲市農業再生協議会、斐川町地域農業再生協議会、大田市農業再生協議会、川本町地域農業再生協議会、美郷町農業再生協議会、邑南町農業再生協議会、浜田市農業再生協議会、江津市農業再生協議会、益田市農業再生協議会、津和野町農業再生協議会、吉賀町農業再生協議会、島前地域農業再生協議会、隠岐の島町地域農業再生協議会〕</p> <p>(2)次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ健康である者</p> <p>ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和6年3月に修了見込みの者</p> <p>イ 高等学校卒業程度認定試験規則第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者</p> <p>短期養成コースを志願する者は、上記の要件と併せて、次の(3)及び(4)の要件を満たす者</p> <p>(3)卒業後、自営就農することが確実に見込まれる者</p> <p>(4)就農相談機関との協議に基づいた就農予定地研修の実施が確実に見込まれる者</p>
<p>出願期間</p>	<p>(1) 第1回 令和5年9月27日(木)～令和5年10月11日(木)17時(必着)</p> <p>(2) 第2回 令和6年1月5日(金)～令和6年1月25日(木)17時(必着)</p> <p>(3) 第3回 令和6年2月27日(火)～令和6年3月5日(火)17時(必着)</p> <p>第3回試験は、それまでの試験で定員を満たした場合は実施しない。</p>
<p>入学試験</p>	<p>(1) 日時 第1回 令和5年11月1日(木) 9時30分～16時 第2回 令和6年2月13日(火) 9時30分～16時 第3回 令和6年3月19日(火) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所 島根県立農林大学校 本校（大田市波根町970-1）</p> <p>(3) 内容 農業科（短期養成コースを除く） 筆記試験（志望理由書①※、小論文）及び面接試験 ※志望理由書①は出願時に提出 農業科（短期養成コース） 筆記試験（志望理由書①※、志望理由書②※、小論文）及び面接試験 ※志望理由書①及び志望理由書②は出願時に提出</p> <p>(4) 選考 筆記試験及び面接試験の内容を総合的に判定して行う</p> <p>※第3回試験実施専攻(コース)については、島根県立農林大学校の玄関前及びホームページに掲載する。 日時 令和6年2月26日(月) 10時 島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦入学試験の手続き等の記載に同じ</p>
<p>合格発表</p>	<p>(1) 第1回 令和5年11月22日(木) 10時</p> <p>(2) 第2回 令和6年2月26日(月) 10時</p> <p>(3) 第3回 令和6年3月25日(月) 10時</p> <p>島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。電話等による照会には応じない。</p>

<p>提出書類</p>	<p>入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。          なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <p>(1) 入学願書(※)          (2) 志望理由書①(※)          (3) 志望理由書②(※)          (4) 出身学校長(出願資格(2)の要件に該当する学校長)が作成した調査書          (5) 農業再生協議会等会長の推薦書(※)          (6) 返信用封筒(長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付)          (7) 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)</p> <p>※ (1), (2), (3), (5)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。          ※ (3)の用紙は、短期養成コース志望者のみ提出すること。</p> <p>出願資格の(2)のイ、ウに該当する者は、(4)の調査書に代えて、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写しのいずれかを提出すること。</p> <p>なお、出願資格の(2)のアに該当する者であっても、卒業後一定期間が経過したことなどにより(4)の調査書が取得できない場合は、(4)の調査書に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書(成績証明書の交付を受けることができない場合は、交付を受けられない旨の証明書)を提出すること。</p> <p>(7)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、600円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>
<p>追 試 験</p>	<p>(1) 日時 第1回 令和5年11月15日(水) 9時30分～16時          第2回 令和6年2月19日(月) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所及び内容 上記本試験に同じ</p> <p>※追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。          島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦入学試験の手続き等の記載に同じ</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 出願時に入学願書に第1志望専攻、第2志望専攻(※)、第3志望専攻(※)を記入して提出する。          ※第1志望での合格者が専攻の募集定員を超える場合は、第2志望、第3志望で合格にすることがある。第2志望、第3志望が空欄の場合は、記入のある専攻のみ入学を希望したと判断するため、第2志望、第3志望での入学について希望する場合は、必ず記入して提出する。</p> <p>(2) 地域推薦入学試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、入学願書、志望理由書、返信用封筒及び入学検定料を一般入学試験の出願期間内に提出すること。          この場合、志望する科又は専攻若しくはコースを変更しても差し支えない。</p>

◆一般入学試験の手続き等（前期日程・後期日程）

<p>出願資格</p>	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、農業を担う人材となる者及び島根県の農業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれる者</p> <p>(1) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和6年3月に修了見込みの者</p> <p>(2) 高等学校卒業程度認定試験規則第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>(3) その他知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者</p> <p>短期養成コースを志願する者は、上記の要件と併せて、次の(4)及び(5)の要件を満たす者</p> <p>(4) 卒業後、自営就農することが確実に見込まれる者</p> <p>(5) 就農相談機関との協議に基づいた就農予定地研修の実施が確実に見込まれる者</p>
<p>出願期間</p>	<p>(1) 前期 令和6年1月5日(金)～1月25日(木)17時（必着）</p> <p>(2) 後期 令和6年2月27日(火)～3月5日(火)17時（必着）</p> <p><u>後期試験は、それまでの試験で定員を満たした場合は実施しない。</u></p>
<p>入学試験</p>	<p>(1) 日時 前期 令和6年2月13日(火) 9時30分～16時 後期 令和6年3月19日(火) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所 島根県立農林大学校 本校（大田市波根町970-1）</p> <p>(3) 内容 農業科（短期養成コースを除く） 筆記試験（志望理由書①※、一般教養、小論文）及び面接試験 ※志望理由書①は出願時に提出 農業科（短期養成コース） 筆記試験（志望理由書①※、志望理由書②※、小論文）及び面接試験 ※志望理由書①及び志望理由書②は出願時に提出</p> <p>(4) 選考 筆記試験及び面接試験の内容を総合的に判定して行う</p> <p>※後期試験実施専攻（コース）については、島根県立農林大学校の玄関前及びホームページに掲載する。</p> <p>日時 令和6年2月26日(月) 10時 島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦入学試験の手続き等の記載に同じ</p>
<p>合格発表</p>	<p>(1) 前期 令和6年2月26日(月) 10時</p> <p>(2) 後期 令和6年3月25日(月) 10時</p> <p>島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。なお、電話等による照会には応じない。</p>

<p>提出書類</p>	<p>入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。          なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p>(1) 入学願書(※)            (2) 志望理由書①(※)            (3) 志望理由書②(※)            (4) 出身学校長（出願資格の要件に該当する学校長）が作成した調査書            (5) 返信用封筒（長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付）            (6) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）            ※ (1), (2), (3)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。            ※ (3)の用紙は、短期養成コース志望者のみ提出すること。</p> </div> <p>出願資格の(2), (3)に該当する者は、(4)の調査書に代えて、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写しのいずれかを提出すること。          なお、出願資格の(1)に該当する者であっても、卒業後一定期間が経過したことなどにより(4)の調査書が取得できない場合は、(4)の調査書に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書（成績証明書の交付を受けることができない場合は、交付を受けられない旨の証明書）を提出すること。          (6)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、600円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>
<p>追 試 験</p>	<p>(1) 日時 前期 令和6年2月19日(月) 9時30分～16時            (2) 場所及び内容 上記本試験に同じ            ※追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。            島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦入学試験の手続き等の記載に同じ</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 出願時に入学願書に第1志望専攻、第2志望専攻(※)、第3志望専攻(※)を記入して提出する。            ※第1志望での合格者が専攻の募集定員を超える場合は、第2志望、第3志望で合格にすることがある。第2志望、第3志望が空欄の場合は、記入のある専攻のみ入学を希望したと判断するため、第2志望、第3志望での入学について希望する場合は、必ず記入して提出する。</p>



## 入 学 願 書

島根県立農林大学校長 様

年 月 日

氏名

写 真 欄  
(3cm×4cm)

私は、島根県立農林大学校の養成部門に入学したいので関係書類を添えてお願いします。

第 1 志 望	科	専 攻 コ ー ス
第 2 志 望	科	専 攻 コ ー ス
第 3 志 望	科	専 攻 コ ー ス

履 歴 書					
ふ り が な 氏 名	生年 月 日	年	月	日	性 別
住 所	〒 県 市 町 郡 村	番地	(電話 — — )		
連 絡 先 (住所と異なる 場合のみ記入 すること。)	〒 県 市 町 郡 村	番地	(電話 — — )		
学 歴	年 月	高等学校	科入学		
	年 月	高等学校	科卒業 (見込み)		
	年 月				
	年 月				
職 歴					
研 修 歴					

注 写真欄には、出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼り付けてください。







# 志望理由書②

## 就農準備活動状況

ふりがな 氏名		就農予定 市町村	
就農相談機関	市町村 J A 県関係機関 ( ) ( )	その他 ( )	
研修状況	(時期) 令和 年 月から 令和 年 月 (研修先)		
入学後の就農 予定地研修先	(研修先)		

## 今後目指す経営

栽培(飼養) 品目		経営規模	a 頭
専攻	(有機農業・野菜・果樹・肉用牛)		
就農予定時期	令和 年 月頃		
土地の確保 状況	確保済み ( a ) ・ 確保予定 (令和 年 月頃) ・ 予定なし		
経営開始にあ たつての必要 と見込まれる 資金額	円		
相談状況	※相談状況を箇条書きで記載 (例) ・ 令和〇年〇月から役場、J A等に就農相談 ・ 経営計画、土地の確保について役場に相談 ・ R 6年2月には30a 確保予定 ・ 家族経営 ・ 販路はJ Aを想定		
備考			



(出身学校長推薦用)

# 推 薦 書

年 月 日

島根県立農林大学校長 様

(出身学校の名称)

(出身学校長の氏名)

印

下記の者は、島根県立農林大学校の出身学校長推薦入学の要件に適合するものと認め、推薦します。

## 記

### 1 被推薦者

住 所

氏 名

### 2 推薦理由

(1) 農業に対する意欲

(2) 学業成績

(3) 人 物

(4) 教科外活動その他



(地域推薦用)

# 推 薦 書

年 月 日

島根県立農林大学校長 様

〔 農業再生協議会等 の名称 〕

(代表者)

印

下記の者は、島根県立農林大学校の地域推薦入学の要件に適合するものと認め、推薦します。

## 記

### 1 被推薦者

住 所

氏 名

### 2 推薦理由

(1) 就農計画

(2) 農業に対する意欲と取組み

(3) 地域の農業発展に向けて被推薦者が果たすべき役割と期待



< 林業科 >



## ◆出身指定学校長推薦入学試験の手続き等

出願資格	<p>推薦要件は、次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 出身指定学校長が推薦する者であって、林業科を志願する者</p> <p>(2) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和6年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において林業に就業し、林業を担う人材となる者及び島根県の林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれる者</p> <p>(3) 高等学校において、森林・林業に係るコース（学習指導要領第3章第1節第2款第19森林科学、同第20森林経営、同第21林産物利用の全部又はいずれか）を履修した者で、その履修時間と林業教育（高校生の林業教育推進要領（令和2年3月31日林第1069号）により行うものをいう）を受講した時間の合計が<u>3.5時間以上の者</u></p> <p>※推薦は1校当たり2名を上限とする。</p>
出願期間	令和5年9月27日(木)～10月11日(木)17時（必着）
入学試験	筆記試験（志望理由書※） ※志望理由書は出願時に提出
選考	書類（出身指定学校長が作成した推薦書、調査書）、筆記試験（志望理由書）の内容を総合的に判定して行う
合格発表	令和5年11月22日(木) 10時 島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。なお、電話等による照会には応じない。
提出書類	<p>入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。</p> <p>なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 入学願書(※)</p> <p>(2) 志望理由書(※)</p> <p>(3) 出身指定学校長が作成した調査書</p> <p>(4) 出身指定学校長が作成した推薦書(※)</p> <p>(5) 返信用封筒（長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付）</p> <p>(6) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）</p> <p>※ (1), (2), (4)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。</p> </div> <p>(6)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、600円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>
追試験	集合試験は実施しないため、追試験は実施しない
その他	出身指定学校長推薦入学試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、入学願書、志望理由書、返信用封筒及び入学検定料を一般入学試験の出願期間内に提出すること。この場合、志望する科又は専攻若しくはコースを変更しても差し支えない。

## ◆出身学校長推薦 (A・B) 入学試験の手続き等

出願資格	推薦要件は、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。 (1) 出身学校長が推薦する者 (2) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和6年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において林業に就業し、林業を担う人材となる者及び島根県の林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれる者
出願期間	令和5年9月27日(水)～10月11日(水)17時(必着)
入学試験	(1) 日時 令和5年11月1日(水) 9時30分～16時 (2) 場所 島根県立農林大学校 本校(大田市波根町970-1) (3) 内容 <u>林業科：出身学校長推薦A 筆記試験(志望理由書<sup>※</sup>)及び面接試験</u> <u>出身学校長推薦B 筆記試験(志望理由書<sup>※</sup>、小論文)及び面接試験</u> <u>※志望理由書は出願時に提出</u>  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>高等学校において、森林・林業に係るコース(学習指導要領第3章第1節第2款第19森林科学、同第20森林経営、同第21林産物利用の全部又はいずれか)を履修又は、林業教育(高校生の林業教育推進要領(令和2年3月31日林第1069号)により行うものをいう)を受講した者で、両方又はいずれかの時間の合計が<u>15時間以上の者は「出身学校長推薦A」とする。</u> <u>両方又はいずれかの時間の合計が15時間未満の者、両方とも履修・受講していない者は「出身学校長推薦B」とする。</u></p> </div>
選考	書類(出身学校長が作成した推薦書、調査書)、筆記試験(志望理由書、小論文)、面接試験の内容を総合的に判定して行う
合格発表	令和5年11月22日(水) 10時 島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。なお、電話等による照会には応じない。
提出書類	入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。 <div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 入学願書(※) (2) 志望理由書(※) (3) 出身学校長(出願資格(2)の要件に該当する学校長)が作成した調査書 (4) 出身学校長(出願資格(2)の要件に該当する学校長)が作成した推薦書(※) (5) 返信用封筒(長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付) (6) 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分) ※ (1), (2), (4)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。</p> </div> <p>(6)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、600円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>
追試験	(1) 日時 令和5年11月15日(水) 9時30分～16時 (2) 場所及び内容 上記本試験に同じ ※追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。 島根県立農林大学校のホームページ <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/">https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/</a>
その他	出身学校長推薦入学試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、入学願書、志望理由書、返信用封筒及び入学検定料を一般入学試験の出願期間内に提出すること。この場合、志望する科又は専攻若しくはコースを変更しても差し支えない。

## ◆地域推薦入学試験の手続き等

出願資格	<p>推薦要件は、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）又は流域林業活性化センター会長が推薦する者</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ健康である者</p> <p>ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和6年3月に修了見込みの者</p> <p>イ 高等学校卒業程度認定試験規則第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者</p>
出願期間	<p>(1) 第1回 令和5年9月27日(木)～令和5年10月11日(木)17時（必着）</p> <p>(2) 第2回 令和6年1月5日(金)～令和6年1月25日(木)17時（必着）</p> <p>(3) 第3回 令和6年2月27日(火)～令和6年3月5日(火)17時（必着）</p> <p>第3回試験は、それまでの試験で定員を満たした場合は実施しない。</p>
入学試験	<p>(1) 日時 第1回 令和5年11月1日(木) 9時30分～16時 第2回 令和6年2月13日(火) 9時30分～16時 第3回 令和6年3月19日(火) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所 島根県立農林大学校 本校（大田市波根町970-1）</p> <p>(3) 内容 筆記試験（志望理由書※、小論文）及び面接試験 ※志望理由書は出願時に提出</p> <p>(4) 選考 筆記試験及び面接試験の内容を総合的に判定して行う</p> <p>※第3回試験実施については、島根県立農林大学校の玄関前及びホームページに掲載する。</p> <p>日時 令和6年2月26日(月) 10時 島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦（A・B）入学試験の手続き等の記載に同じ</p>
合格発表	<p>(1) 第1回 令和5年11月22日(木) 10時</p> <p>(2) 第2回 令和6年2月26日(月) 10時</p> <p>(3) 第3回 令和6年3月25日(月) 10時</p> <p>島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。電話等による照会には応じない。</p>

<p>提出書類</p>	<p>入学を志望する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。          なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <p>(1) 入学願書(※)          (2) 志望理由書(※)          (3) 出身学校長（出願資格(2)の要件に該当する学校長）が作成した調査書          (4) 林業認定事業体又は流域林業活性化センター会長の推薦書(※)          (5) 返信用封筒（長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付）          (6) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）          ※ (1), (2), (4)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。</p> <p>出願資格の②のイ、ウに該当する者は、(3)の調査書に代えて、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写しのいずれかを提出すること。</p> <p>なお、出願資格の②のアに該当する者であっても、卒業後一定期間が経過したことなどにより(3)の調査書が取得できない場合は、(3)の調査書に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書(成績証明書の交付を受けることができない場合は、交付を受けられない旨の証明書)を提出すること。</p> <p>(6)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、600円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>
<p>追 試 験</p>	<p>(1) 日時 第1回 令和5年11月15日(水) 9時30分～16時          第2回 令和6年2月19日(月) 9時30分～16時          (2) 場所及び内容 上記本試験に同じ          ※追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。          島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦(A・B)入学試験の手続き等の記載に同じ</p>
<p>そ の 他</p>	<p>地域推薦入学試験に不合格となった者で一般入学試験を受けようとする者は、入学願書、志望理由書、返信用封筒及び入学検定料を一般入学試験の出願期間内に提出すること。この場合、志望する科又は専攻若しくはコースを変更しても差し支えない。</p>

◆一般入学試験の手続き等（前期日程・後期日程）

出願資格	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において林業に就業し、林業を担う人材となる者及び島根県の林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれる者</p> <p>(1) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和6年3月に卒業見込みの者又は学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和6年3月に修了見込みの者</p> <p>(2) 高等学校卒業程度認定試験規則第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</p> <p>(3) その他知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められた者</p>
出願期間	<p>(1) 前期 令和6年1月5日(金)～1月25日(木)17時(必着)</p> <p>(2) 後期 令和6年2月27日(火)～3月5日(火)17時(必着)</p> <p>後期試験は、それまでの試験で定員を満たした場合は実施しない。</p>
入学試験	<p>(1) 日時 前期 令和6年2月13日(火) 9時30分～16時 後期 令和6年3月19日(火) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所 島根県立農林大学校 本校(大田市波根町970-1)</p> <p>(3) 内容 筆記試験(志望理由書※、一般教養、小論文)及び面接試験 ※志望理由書は出願時に提出</p> <p>(4) 選考 筆記試験及び面接試験の内容を総合的に判定して行う</p> <p>※後期試験実施については、島根県立農林大学校の玄関前及びホームページに掲載する。 日時 令和6年2月26日(月) 10時 島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦(A・B)入学試験の手続き等の記載に同じ</p>
合格発表	<p>(1) 前期 令和6年2月26日(月) 10時</p> <p>(2) 後期 令和6年3月25日(月) 10時</p> <p>島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。なお、電話等による照会には応じない。</p>
提出書類	<p>入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により又は直接島根県立農林大学校に提出すること。</p> <p>なお、提出する書類等は封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。</p> <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>(1) 入学願書(※)</p> <p>(2) 志望理由書(※)</p> <p>(3) 出身学校長(出願資格の要件に該当する学校長)が作成した調査書</p> <p>(4) 返信用封筒(長形3号に出願者の住所氏名郵便番号を明記し94円切手貼付)</p> <p>(5) 入学検定料(郵便定額小為替2,200円分)</p> <p>※ (1),(2)の用紙は、後に添付した本校所定のものを使用すること。</p> </div> <p>出願資格の(2),(3)に該当する者は、(3)の調査書に代えて、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写しのいずれかを提出すること。</p> <p>なお、出願資格の(1)に該当する者であっても、卒業後一定期間が経過したことなどにより(3)の調査書が取得できない場合は、(3)の調査書に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書(成績証明書の交付を受けることができない場合は、交付を受けられない旨の証明書)を提出すること。</p> <p>(5)の郵便定額小為替については、郵便局の窓口で入手可能。2,200円分の場合、600円の手数料が必要。受取人指定欄、受領者欄は記入しないこと。</p>
追試験	<p>(1) 日時 前期 令和6年2月19日(月) 9時30分～16時</p> <p>(2) 場所及び内容 上記本試験に同じ</p> <p>※追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。 島根県立農林大学校のホームページ 出身学校長推薦(A・B)入学試験の手続き等の記載に同じ</p>



## 入 学 願 書

島根県立農林大学校長 様

年 月 日

氏名

写 真 欄  
(3cm×4cm)

私は、島根県立農林大学校の養成部門に入学したいので関係書類を添えてお願いします。

第 1 志 望	科	専 攻 コ ー ス
第 2 志 望	科	専 攻 コ ー ス
第 3 志 望	科	専 攻 コ ー ス

履 歴 書					
ふ り が な 氏 名	生年 月 日	年	月	日	性 別
住 所	〒 県 市 町 郡 村	番地	(電話 — — )		
連 絡 先 (住所と異なる 場合のみ記入 すること。)	〒 県 市 町 郡 村	番地	(電話 — — )		
学 歴	年 月	高等学校	科入学		
	年 月	高等学校	科卒業 (見込み)		
	年 月				
	年 月				
職 歴					
研 修 歴					

注 写真欄には、出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを貼り付けてください。







# 推 薦 書

年 月 日

島根県立農林大学校長 様

(出身学校の名称)

(出身学校長の氏名)

印

下記の者は、島根県立農林大学校の出身指定学校長推薦入学の要件に適合するものと認め、推薦します。

## 記

1 被推薦者

住 所

氏 名

2 推薦理由

(1) 林業に対する意欲

(2) 学業成績

(3) 人 物

(4) 教科外活動その他

(5) 林業教育等の受講時間数

時間



# 推 薦 書

年 月 日

島根県立農林大学校長 様

(出身学校の名称)

(出身学校長の氏名)

印

下記の者は、島根県立農林大学校の出身学校長推薦入学の要件に適合するものと認め、推薦します。

## 記

### 1 被推薦者

住 所

氏 名

### 2 推薦理由

(1) 林業に対する意欲

(2) 学業成績

(3) 人 物

(4) 教科外活動その他

(5) 林業教育等の受講時間数

時間



(地域推薦用)

# 推 薦 書

年 月 日

島根県立農林大学校長 様

〔 林業認定事業体  
流域林業活性化センター の名称 〕

(代表者)

印

下記の者は、島根県立農林大学校の地域推薦入学の要件に適合するものと認め、推薦します。

## 記

### 1 被推薦者

住 所  
氏 名

### 2 推薦理由

(1) 林業認定事業体等への就業予定

(2) 林業に対する意欲

(3) 地域の林業発展に向けて被推薦者が果たすべき役割と期待



# 卒業時の進路状況（2年課程）

（単位：人）

卒業年度	農 自 営	雇 用 就 業	研 修	農 林 業 団 体	農 林 業 関 連 産 業	農 林 業 関 連 公 務 員	そ の 他 公 務 員	そ の 他 産 業	そ の 他	計
平成18年度	4	4	2	2	6	5	0	5	1	29
平成19年度	0	5	0	5	7	1	0	4	1	23
平成20年度	5	7	0	1	3	2	0	5	2	25
平成21年度	2	16	1	1	4	0	0	0	2	26
平成22年度	1	8	0	1	5	0	0	1	0	16
平成23年度	0	16	2	1	5	0	0	0	2	26
平成24年度	2	19	2	2	11	1	0	1	1	39
平成25年度	3	18	3	5	5	1	0	0	0	35
平成26年度	5	13	2	0	5	1	0	1	2	29
平成27年度	1	22	1	2	3	0	0	2	2	33
平成28年度	2	14	2	3	7	0	0	1	0	29
平成29年度	4	18	1	1	0	0	0	1	0	25
平成30年度	2	22	3	6	4	1	0	2	0	40
平成31年度	3	18	1	4	2	1	0	0	1	30
令和2年度	5	22	1	10	3	0	0	2	2	45
令和3年度	3	23	0	2	1	2	0	2	2	35
令和4年度	2	32	0	0	6	1	0	2	0	43
計 (構成比)	44 (8%)	277 (52%)	21 (4%)	46 (9%)	77 (15%)	16 (3%)	0	29 (6%)	18 (3%)	528 (100%)

注) 「雇 用 就 業」：農業生産法人、森林組合等林業認定事業体  
「研 修」：就農を前提とした研修、県機関における研修  
「農 林 業 団 体」：JA、市町村農業公社等  
「公 務 員」：国、県、市町村の職員  
「農 林 業 関 連 産 業」：園芸・種苗会社、造園会社、卸売市場、木材加工会社等

◆問い合わせ先

出願手続き、入学試験等について不明な点があった場合は、島根県立農林大学校へ問い合わせること。

- ・入学試験全般及び農業科に関することは、島根県立農林大学校 農業教育部
- ・林業科に関することは、島根県立農林大学校 林業教育部

機 関 名	住 所	電話番号
島根県立農林大学校 農業教育部	〒699-2211 大田市波根町970-1	(0854) 85-7012
島根県立農林大学校 林業教育部	〒690-3405 飯石郡飯南町上来島1207 島根県中山間地域研究センター内	(0854) 76-2100